

審 査 基 準

令和 7 年 5 月 28 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の 4 第 3 項
処 分 の 概 要：申出による免許の付与
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第104条の 4 第 1 項及び第 2 項（申請による取消し）、 第106条の 3 第 2 項（免許証の返納等）第106条の 4 第 2 項（免許情報 記録の抹消等） 道路交通法施行令第39条の 2 の 3（申請による取消しの際に受ける ことができる免許の種類）、第39条の 2 の 4（申請による取消し の基準） 道路交通法施行規則第30条の 7（取消しの申請等）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：岐阜県警察本部交通部運転免許課運転者講習センター 即日
申 請 先：各運転者講習センター
問 い 合 わ せ 先：岐阜県警察本部交通部運転免許課 岐阜県警察本部交通部運転免許課運転者講習センター
備 考：申請による取消しのみの場合は警察署及び警部交番でも即日対応